

平成 25 年 9 月 18 日策定

平成 28 年 4 月 1 日改訂

いじめ防止委員会設置要項

1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「春日小学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止，早期発見・早期対応及び再発防止を図り，児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長を校長とし，副委員長を教頭とする。

教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭を委員とする。

校長は，必要に応じて本校の教職員及び心理，福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

4 会議

校長は，このいじめ防止委員会を主宰し，会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る年間計画の策定，校内研修の計画と実施
- (3) 学校生活アンケート（校内児童アンケート）・保護者アンケートの結果分析と児童の情報収集と情報交換
- (4) いじめの防止等に係る関係機関・教育委員会との連携
- (5) いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る教育相談窓口の設置・広報
- (7) いじめの疑いに関する情報収集と記録，その情報の分析
- (8) 重大事態発生時における緊急校内いじめ対策委員会の編成と対応
- (9) その他，いじめの防止対策にかかる組織的な取組みを行う。

6 その他

この要項に定めることの他，必要な事項は校長が定める。